総合口座取引規定

1【総合口座取引】

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
　① 普通預金
　② 自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。なお、自動とりまとめ定期預金および自動つみたて定期預金等に預入れられる個別の各定期預金を含みます。）
　③ 当行所定の保護預り兼振替決済口座管理規定に基づく国債等公共債の（以下「国債等」といいます。）保護預りおよび振替決済口座への受入れ
　④ 前記②の定期預金または前記③の国債等を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2【取扱店の範囲】

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金の預入れは１口１万円以上（ただし、中間利息定期預金および自動とりまとめ定期預金に預入れられる定期預金を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れまたは解約は当店のほか当行が認めた本支店で取扱います。

(3) 国債等の預入れ、引出し、振替または保護預り兼振替決済口座の解約等は当店のみで取扱います。

3【定期預金の自動継続】

(1) 自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金は、自動とりまとめ定期預金に預入れられた場合を除き、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金、自由満期型定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に、自動的に継続します。（以下、満期日と最長預入期限をまとめて「満期日等」といいます。）

(2) 継続された預金についても前記（１）と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日等（継続をしたときはその満期日等）までにその旨を当行所定の方法により当店に申出てください。

4【預金の払戻し等】

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、

当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5【預金利息の支払い】

(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日にこの取引の普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6【当座貸越】

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
(2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の①の金額と②の金額の合計額とします。
① この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額。
② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または新極度額をこえる金額を支払うものとします。
(3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7【貸越金の担保】

(1) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
① この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前記6(2)②の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引渡しまたは当行所定の振替を受けます。
A 割引国債を担保とする場合……335万円
B 利付国債を担保とする場合……250万円
C 政府保証債を担保とする場合……250万円
D 地方債を担保とする場合……250万円
③ 預金者は、前記②に定める当行所定の振替の他、担保の設定、保全、および権利の行

使に必要となる書面を交付する等、当行の要請に従い必要な協力を行うものとします。

(2) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記 8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

① 定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。

② 貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。

A 割引国債
B 利付国債
C 政府保証債
D 地方債

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記 6(2)①により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押があった場合には、前記 6(2)②により算出される金額については、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。なお、貸越金の担保となっている国債等に買取りがあった場合で、買取りにかかる受渡金額がその国債等の額面金額に前記 6(2)②の割合を乗じた金額に満たないときは、買取りにかかる国債等について買取りの申込日から受渡日の前日までの極度金額を買取りにかかる受渡金額により算定しなおします。

③ 前記①および②の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額を支払うものとします。この支払いがあるまで前記②の(仮)差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

8【貸越金利息等】

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 定期預金を貸越金の担保とする場合
その定期預金ごとにその約定利率（ただし期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預入れた場合の約定利率）に年 0.50％を加えた利率

B 国債等を貸越金の担保とする場合
店頭表示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率

② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、預金者は当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払うものとします。

③ この取引の定期預金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替、買取りまたは償還、抹消等により、定期預金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、預金者は前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払うものとします。

(2) 貸越利率については、金融情勢等により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

(3) 預金者は国債等の保護預り兼振替決済口座管理手数料を、担保差入後も引続き支払うものとします。
(4) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

9【国債等の償還金等の受入れ】

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合には、公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定にかかわらず、当行がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いを行う場合も同様とします。

10【届出事項の変更、通帳の再発行等】

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。
(2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
(3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
(4) 通帳を再発行するときは、当行所定の再発行手数料をいただきます。
(5) 預金者が前記(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11【成年後見人等の届出】

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届け出てください。
(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
(5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

12【印鑑照合等】

(1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名･暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑･暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、同規定によるものとします。
(2) この取引において、当行が社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に

定める口座管理機関であることにより、この規定に定める当行の権利行使は妨げられないものとします。

(3) 当行が社振法その他の関係諸法に従ったにもかかわらず預金者の権利の全部または一部が毀損した場合、その損害は預金者において負担します。

13【即時支払】

(1) 預金者について、後記①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、預金者はそれらを支払うものとします。

① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始または個人に適用あるその他の倒産手続（今後制定されるものを含む）の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 前記 8(1)②に違反し極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 預金者について、後記①または②の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、預金者はそれらを支払うものとします。

① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき

14【解約等】

(1) 普通預金口座を解約する場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときは預金者はそれらを支払うものとします。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳（または証書）を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り兼振替決済口座通帳を発行します。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

(2) 普通預金規定にもとづき普通預金口座が解約された場合も、前記(1)と同様とします。

(3) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止された場合は、当行は貸越を停止するものとします。

(4) 前記 13(1)および(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を停止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

(5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、取引が解約されたものとします。

① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 14 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

② 後記 14 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

14 の 2【取引の制限等】

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため 、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

15【相殺等】

(1) 預金者がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを法定の手続または一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済にあてることができるものとします。

③ 前記②によるほか、事前に通知のうえ、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等（個人向け国債プラスは除きます）を取得することもできるものとします。

④ この取引の個人向け国債プラスについては、事前に通知することなく、当行が預金者に代わって、中途換金請求等を行えるものとし、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済に充当することができるものとします。

⑤ 前記①から④までの定めにより、なお、残りの債務がある場合には預金者は直ちに支払うものとします。

(2) 前記(1)によって相殺等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16【譲渡、質入れ等の禁止】

(1) 普通預金、定期預金、国債等、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

(2) 前記(1)の場合、当行がやむをえないものと認めて譲渡または質入れその他第三者の権利の設定を承諾するときには、当行所定の書面により行います。

17【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記 7(1)①により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
① 普通預金および定期預金の利息の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18【準拠法、裁判管轄】

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19【この規定の変更等】

(1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（2026 年 12 月 7 日現在）